

2026年(令和8年)6月1日より 入院時の食事に係る標準負担額が 変更になります。

入院時の食事代は、下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

区分	標準負担額(1食あたり)	
	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
一般の方	510円	550円
難病患者 小児慢性特定疾患患者の方 (住民税非課税世帯を除く)	300円	330円
住民税非課税世帯の方 (低所得者Ⅱ)	過去1年間の入院日数が90日以内	230円
	過去1年間の入院日数が90日超え	190円
住民税非課税世帯に属しかつ 所得が一定基準に満たない 70歳以上の高齢受給者 (低所得者Ⅰ)	110円	130円

標準負担額の軽減措置を受ける場合は「限度額適用・標準負担額軽減認定証」の申請が必要です。

不明な点は、受付までお問い合わせください。
ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。